

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	大多喜町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/6,0,78,html

執行機関名 大多喜町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第22号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大多喜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第27号)別表第1町長の項 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第22号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成27年条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成27年条例第27号) 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年規則第15号)